

学校法人松本歯科大学行動計画

学校法人松本歯科大学では、職員が仕事と子育てとを両立することが出来、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全職員がその能力を十分に発揮することが出来るよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日

2. 内容

○目標 1

計画期間内に、男性職員の育児休業取得者を 1 名以上、女性職員の育児休業取得率を 70%以上とする。

〈対策〉

・改正育児介護休業法の施行に合わせ、本学の育児・介護休業規程を改正することにより、これまで以上に育児休業を取得しやすくするとともに、本学イントラネットに育児休業の取得に関する簡易な説明文書、説明図等を掲載することで、全職員への周知・徹底を図る。

○目標 2

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、本人が申し出た場合、深夜業及び時間外勤務を制限する制度の周知・徹底を図る。

〈対策〉

・本学イントラネットに当該箇所を掲載し、全職員への周知・徹底を図る。

○目標 3

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、始業又は終業時刻の繰り上げ又は繰り下げをすることが出来る制度の導入を図る。

〈対策〉

・現行の勤務制度（業務内容に応じ、始業・終業時刻の繰り下げ可）を活用し、当該事由での適用を検討するとともに、始業・終業時刻の繰り上げについても検討する。